

平成 23 年 5 月 27 日
総務省行政評価局

「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果に基づく勧告に伴う
政策への反映状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
【勧告日】平成 21 年 5 月 26 日、【回答日】平成 21 年 11 月 16 日～11 月 26 日
【2 回目の回答日】平成 23 年 5 月 6 日～5 月 12 日

1 評価概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施し、その結果に基づき、下記 2 ①、②等について勧告

この勧告に対し、1 回目のフォローアップ以降関係 6 府省がどのような政策への反映を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた政策への反映状況

① 通報及び相談の効果的な実施の推進

勧告事項

配偶者からの暴力に関する通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、市町村等が受け付けた相談件数についても把握に努めること（内閣府）

回答

平成 23 年 2 月から、全都道府県・市町村を対象として、相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施。今後、同調査の結果を踏まえ、都道府県・市町村における相談対応の強化を促進していく予定

② 被害者の保護及び自立支援の充実

勧告事項

1 被害者の就業促進施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること（厚生労働省）

回答

1 DV被害者に対する就業支援の状況について、平成 21 年度以降、厚生労働本省に定期的に報告。その実績は下表のとおり

表 DV被害者に対する支援実績

| 区分 | 21 年度下半期 | 22 年度上半期 |
|---------------------|----------|----------|
| 新規求職件数 | 328 件 | 351 件 |
| 就職件数 | 133 件 | 123 件 |
| 公共職業訓練受講あつせん件数 | 28 件 | 30 件 |
| 基金訓練受講勸奨 通知書交付件数 | 22 件 | 42 件 |

(注)「基金訓練」は、雇用保険を受給できない離職者(受給終了者を含む。)に対して、専修・各種学校、教育訓練企業などが、中央職業能力開発協会により計画の認定を受けて行う職業訓練(平成 21 年創設)

2 被害者の公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること（国土交通省）

2 引き続き、都道府県等に対して要請を実施。その結果、下表のとおり、優先入居等が増加

表 DV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況（都道府県、政令市）

| 区分 | 平成 20 年 | 21 年 | 22 年 |
|-------|---------|-------|-------|
| 優先入居 | 380 戸 | 428 戸 | 507 戸 |
| 単身入居 | 72 戸 | 104 戸 | 98 戸 |
| 目的外使用 | 10 戸 | 110 戸 | 143 戸 |

(注)20 年と 22 年は 12 月 1 日現在、21 年は 11 月 1 日現在

その他、子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限、関係機関の連携の推進等について勧告

※ 政策評価の要旨及び評価書は、総務省ホームページに掲載しています。

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況

| | |
|--------|---|
| テーマ名 | 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価結果（総合性確保評価） （平成 21 年 5 月 26 日勧告） |
| 関係行政機関 | 内閣府（回答：平成 21 年 11 月 25 日、その後：23 年 5 月 10 日） 総務省（回答：平成 21 年 11 月 16 日、その後：23 年 5 月 6 日） 法務省（回答：平成 21 年 11 月 26 日、その後：23 年 5 月 11 日） 文部科学省（回答：平成 21 年 11 月 16 日、その後：23 年 5 月 10 日） 厚生労働省（回答：平成 21 年 11 月 26 日、その後：23 年 5 月 12 日） 国土交通省（回答：平成 21 年 11 月 24 日、その後：23 年 5 月 11 日） |

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。

しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談

通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。

電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結び付けている配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）がある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。

支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。

政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成 19 年 7 月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。

2 被害者の保護

速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。

3 被害者の自立支援

(1) 就業の促進

就業の促進施策の効果を把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。

(2) 住宅の確保

被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況（平成18年度）は、申込件数323件に対し入居件数46件で、入居率は14%と低い状況となっている。

(3) 同居する子どもの就学

住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続が異なっており、中には、異なる手続があることを承知していない教育委員会もある。また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会で区々となっている。

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携

支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。

関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ

文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

| 勧告 | 政策への反映状況 |
|---|--|
| <p>1 通報及び相談の効果的な実施</p> <p>都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。</p> <p>また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p> | <p>→：回答 ⇒：その後</p> <p>→ (内閣府)</p> <p>配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成21年10月開催）、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。また、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に対する対応について」（平成21年6月8日付け府共第225号内閣府男女共同参画局推進課長通知。以下「21年6月8日付け課長通知」という。）により、これらの情報を踏まえた効果的な実施を図るよう都道府県等に要請した。</p> <p>市町村等における相談の受付状況、関係機関との連携状況等に関する調査を、平成22年度に実施することとしている。</p> <p>相談件数等の報告については、21年6月8日付け課長通知により、「各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数報告について」（平成21年2月9日付け事務連絡。別紙2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票記載要領）に基づき引き続き的確な報告を徹底するよう、都道府県に周知した。</p> <p>(注)DVは、「Domestic Violence」の略。以下同じ。</p> <p>⇒ (内閣府)</p> <p>平成22年度においても、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成22年9月開催）、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。</p> <p>また、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）において、相談窓口の周知や相談体制の充実等を盛り込んだところであり、今後、同計画に基づき取組を推進していく予定である。</p> <p>市町村等における相談の受付状況等に関する調査の実施については、平成22年度予算で認められ、23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施しているところであり、今後、同調査の結果を踏まえ、都道府県・市町村における相談対応の強化を促進していく予定である。</p> |

| 勧告 | 政策への反映状況 |
|---|---|
| <p>2 被害者の一時保護機能の充実</p> <p>法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。 (厚生労働省)</p> <p>3 被害者の自立支援の充実</p> <p>(1) 就業の促進</p> <p>公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。</p> <p>また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう</p> | <p>都道府県における相談件数等の報告については、引き続き的確な報告を徹底するよう求めている。</p> <p>→ (厚生労働省)</p> <p>DV被害者の一時保護については、これまで一時保護委託費の充実、同伴児童のケアを行う指導員の配置、夜間警備体制の強化などの取組によりその機能強化・充実を図ってきており、引き続き取組を進めていく。</p> <p>都道府県における一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について、都道府県主管部局あて通知(「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について(通知)」(平成21年11月25日付け雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知))を発出したところである。</p> <p>⇒ (厚生労働省)</p> <p>都道府県の婦人保護事業担当者を対象とした「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」(平成22年9月開催)等の会議において、一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について依頼した。</p> <p>また、婦人相談所一時保護所における心理療法担当職員及び同伴児童への対応などを行う指導員の配置や夜間警備体制の強化などの取組を推進し、引き続き、被害者の保護等の支援体制の充実に努めている。</p> <p>→ (厚生労働省)</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」(平成21年10月5日付け職首発1005第1号・能発第1005第1号厚生労働省職業安定局首席職業指導官・職業能力開発局能力開発課長連名通知。以下「21年10月5日付け連名通知」という。)により、以下の事項を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所において、求職者本人からの申出又は市町村が発行する「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書」によりDV被害者であることが判明した場合は、当該求職者に係る就労支援の状況(就職件数、公共職業訓練あっせん件 |

| 勧告 | 政策への反映状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------|---------------|-------------|--------|------|------|------|------|------|--------------------|-----|-----|---------------------|-----|-----|
| <p>指示すること。 (厚生労働省)</p> <p>(2) 住宅の確保 都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。 また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該</p> | <p>数等) を厚生労働本省に定期的に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県労働局及び公共職業安定所は、管内の地方自治体との会議等の場において、DV被害者である求職者に対する支援措置について、周知を行うこと。 公共職業安定所においては、管内の市町村の担当部局を把握し、必要な連携が図られるように努めること。 <p>⇒ (厚生労働省) 公共職業安定所において、DV被害者である求職者に対し、個々の状態に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施している。 DV被害者に対する就業支援の状況については、平成21年度以降、厚生労働本省に定期的に報告することとしており、その実績は下表のとおりである。</p> <p>表 DV被害者に対する支援実績</p> <table border="1" data-bbox="726 981 1409 1249"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21年度 下半期</th> <th>22年度 上半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職件数</td> <td>328件</td> <td>351件</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>133件</td> <td>123件</td> </tr> <tr> <td>公共職業訓練受講あっせん 件数</td> <td>28件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>基金訓練受講勸奨通知書交 付件数</td> <td>22件</td> <td>42件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「基金訓練」は、雇用保険を受給できない離職者(受給終了者を含む。)に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練(平成21年創設)</p> <p>また、労働局及び公共職業安定所は、関係機関の連絡協議会等の場において、公共職業安定所における支援措置について周知するとともに、関係機関と必要な連携を図っている。</p> <p>→ (国土交通省) 今回の政策評価の結果も踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の充実に向けた取組を進めていく。 都道府県等に対する要請文書を平成21年11月2日付けで発出した(「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」(平成21年11月2日付け国住備</p> | 区 分 | 平成21年度 下半期 | 22年度 上半期 | 新規求職件数 | 328件 | 351件 | 就職件数 | 133件 | 123件 | 公共職業訓練受講あっせん 件数 | 28件 | 30件 | 基金訓練受講勸奨通知書交 付件数 | 22件 | 42件 |
| 区 分 | 平成21年度 下半期 | 22年度 上半期 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規求職件数 | 328件 | 351件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職件数 | 133件 | 123件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共職業訓練受講あっせん 件数 | 28件 | 30件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 基金訓練受講勸奨通知書交 付件数 | 22件 | 42件 | | | | | | | | | | | | | | |

| 勧告 | 政策への反映状況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|-------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|------|-----|-------|-----|------|------|
| <p>措置を導入するよう要請すること。 (国土交通省)</p> <p>(3) 子どもの就学 教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。 また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委</p> | <p>第93号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知))。 また、平成21年11月1日時点での都道府県等の取組状況について調査を行い、22年1月に都道府県等に対し、工夫事例等の情報を含めた当該調査結果の提供を行った。</p> <p>⇒ (国土交通省) 評価結果を踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の充実に向けた取組を更に進めていく。 都道府県及び政令市におけるDV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況は、下表のとおりであり、優先入居及び目的外使用が増加している。</p> <p>表 DV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況 (都道府県、政令市)</p> <table border="1" data-bbox="730 1066 1409 1256"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先入居</td> <td>380戸</td> <td>428戸</td> <td>507戸</td> </tr> <tr> <td>単身入居</td> <td>72戸</td> <td>104戸</td> <td>98戸</td> </tr> <tr> <td>目的外使用</td> <td>10戸</td> <td>110戸</td> <td>143戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成20年と22年は12月1日現在、21年は11月1日現在である。</p> <p>→ (文部科学省) 都道府県教育委員会等に対し、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け21生参学第7号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知)により、以下の事項等について通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の子どもの就学には二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。 住民票の存する市町村外の学校へ就学する際の必要書類は必要最小限のものとする。 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については厳重に管理すること。 <p>また、同通知において、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限の工夫事例</p> | 区分 | 平成20年 | 21年 | 22年 | 優先入居 | 380戸 | 428戸 | 507戸 | 単身入居 | 72戸 | 104戸 | 98戸 | 目的外使用 | 10戸 | 110戸 | 143戸 |
| 区分 | 平成20年 | 21年 | 22年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 優先入居 | 380戸 | 428戸 | 507戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| 単身入居 | 72戸 | 104戸 | 98戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的外使用 | 10戸 | 110戸 | 143戸 | | | | | | | | | | | | | | |

| 勧告 | 政策への反映状況 |
|---|--|
| <p>員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。 (文部科学省)</p> <p>(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限 住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。 また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。</p> | <p>や配慮事項について情報提供した。 併せて、全国市町村教育委員会連合会総会（平成21年5月開催）等、市町村教育長を対象とする会議において、資料「DV（配偶者からの暴力）被害者の子どもの就学について」及び「特別な事情による転学時における指導要録の取扱いについて」を配付した。</p> <p>⇒（文部科学省） 被害者の子どもの就学については、平成22年8月に、全市町村教育委員会を対象とした実態把握を実施したところであり、その際、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」（平成21年7月13日付け通知）の内容を再度周知した。 また、「平成22年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」（平成22年9月開催）において、以下の事項について説明を行うとともに、所管の学校や域内の市町村教育委員会に対する指導の徹底を図るよう指導・助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の子どもの就学には、二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。 手続に必要な書類については、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、必要最低限のものとする 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については厳重に管理すること。 <p>→（総務省） 「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」（平成21年5月27日付け総行市第110号総務省自治行政局市町村課長通知）により、勧告の内容を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、支援措置について定めた省令及び事務処理要領等に基づき適切に対応するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言等を行うとともに、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例について情報提供した。 選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について」（平成21年5月26日付け総行選第29号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）を发出し、都道府県選挙管理委員会を通じて市町村選挙</p> |

| 勧告 | 政策への反映状況 |
|---|--|
| <p>(総務省)</p> <p>4 関係機関の連携の推進</p> <p>支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> | <p>管理委員会に対して、被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底を図るよう助言した。</p> <p>⇒ (総務省)</p> <p>住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性の確認、被害者情報の管理及び選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、平成21年5月27日付け市町村課長通知、同月26日付け選挙課長通知等に基づき適切に実施するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言しているところであり、今後、引き続き周知・徹底を図っていくこととしている。</p> <p>→ (内閣府)</p> <p>被害者の保護のための関係機関の連絡協議会の構成については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注)の第2「9関係機関の連携協力等」により望ましい在り方を提示しているところであるが、さらに、21年6月8日付け課長通知により、都道府県の関係機関だけでなく、地域の実情に応じて、国、市町村、関係機関及び民間団体の関係機関が参加したものとなるよう努めるよう周知した。</p> <p>(注) 平成20年1月11日付け内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号</p> <p>⇒ (内閣府)</p> <p>平成23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連絡協議会や意見交換・情報共有の場への官民の関係機関の参加状況について調査を実施しており、今後、同調査の結果を踏まえ、地域の実情に応じた関係機関の連携を促進していく予定である。</p> <p>→ (厚生労働省)</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、21年10月5日付け連名通知により、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が関係機関の連絡協議会を開催する際には、都道府県労働局及び公共職業安定所は、積極的に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知に努めるよう指示した。</p> <p>⇒ (厚生労働省)</p> <p>労働局及び公共職業安定所は、都道府県又は市町</p> |

| 勧告 | 政策への反映状況 |
|---|---|
| <p>5 フォローアップの実施</p> <p>基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。</p> <p>(文部科学省、総務省)</p> | <p>進的取組事例について情報提供したところである。さらに、同会議の報告書を、平成22年3月に全地方公共団体に配布した。</p> <p>⇒ (内閣府)</p> <p>平成22年度においても、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成22年9月開催)、官官・官民連携に係る先進的取組事例について情報提供するとともに、同会議の報告書を、23年1月に全地方公共団体に配布した。</p> <p>また、平成23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連携マニュアルの作成や支援手続の一元化等、関係機関の連携状況について調査を実施しており、今後、同調査により把握した先進的取組事例及び好事例について地方公共団体等に情報提供し、関係機関の連携を推進していく予定である。</p> <p>さらに、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、関係機関・民間団体等との連携協力やワンストップ・サービス構築の推進等を盛り込んだところであり、今後、同計画に基づき取組を推進していく予定である。</p> <p>→ (文部科学省)</p> <p>基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策の実施状況について、実態把握を行う予定である。</p> <p>⇒ (文部科学省)</p> <p>「配偶者からの暴力の被害者と同居する子どもの就学に関する実態把握について」(平成22年8月25日付け事務連絡)により、全市町村教育委員会を対象に実態把握を行い、その結果を都道府県教育委員会等に対して送付するとともに、所管の学校や域内の市町村教育委員会に対する指導の徹底を図るよう指導を行った。</p> <p>今後も、定期的な実態把握と情報提供の在り方について検討を進めてまいりたい。</p> <p>→ (総務省)</p> <p>基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、「ドメスティック・</p> |

| 勧告 | 政策への反映状況 |
|----|--|
| | <p>バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数について（依頼）」（平成21年4月17日付け事務連絡）により取りまとめを実施した。</p> <p>施策の実施状況の把握については、今後とも、定期的実施する予定である。</p> <p>⇒（総務省）</p> <p>基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況については、前回の回答以降も、平成22年1月18日付け事務連絡及び23年2月2日付け事務連絡により、取りまとめを実施したところである。</p> <p>今後とも、定期的実施する予定である。</p> |